

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項の特例控除対象寄附金（以下この条並びに付則第7条の4及び第7条の6第1項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金で、次に掲げるもの</u></p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項の特例控除対象寄附金（以下この条並びに付則第7条の4及び第7条の6第1項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金で、次に掲げるもの</u></p> <p>ア～ウ 略</p>

新	旧
<p>エ <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で市長が指定したものの</u></p> <p>2～4 略</p> <p>付 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第12項まで及び第13項(同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する用語の意義)</p> <p>第15条の2 この条から付則第15条の10までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 特定業務児童福祉施設 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう</u></p>	<p>エ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭で市長が指定したもの</u></p> <p>2～4 略</p> <p>付 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する用語の意義)</p> <p>第15条の2 この条から付則第15条の10までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p>

新	旧
<p>○</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの(付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。)に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <p>(1) 土地にあっては、平成27年10月8日以後に取得したものであり、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする特定業務施設又は特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物の建設の着手が</p>	<p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの(付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。)に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <p>(1) 土地にあっては、平成27年10月8日以後に取得したものであり、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする特定業務施設の用に供する家屋又は構築物の建設の着手があったものであること。</p>

新	旧
<p>あったものであること。</p> <p>(2) 特定業務施設及び特定業務児童福祉施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（付則第15条の7の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第15条の8 前条の土地、家屋又は償却資産について、同条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定業務施設又は特定業務児童福祉施設の名称及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）<u>第8条第1項各号</u>に掲げる業務施設又は同条<u>第3項各号</u>に掲げる児童福祉施設のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 略</p>	<p>(2) 特定業務施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（付則第15条の7の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第15条の8 前条の土地、家屋又は償却資産について、同条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定業務施設の名称及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）<u>第8条各号</u>に掲げる業務施設のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 略</p>

新	旧
(5) 略	(5) 略

北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>付 則</p> <p>（信託法の施行に伴う市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例（次条において「新市税条例」という。）第11条及び第15条並びに第2条の規定による改正後の法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例第3条から第5条までの規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。</u>）については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則</p> <p>（信託法の施行に伴う市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例（次条において「新市税条例」という。）第11条及び第15条並びに第2条の規定による改正後の法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例第3条から第5条までの規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託を除く。</u>）については、なお従前の例による。</p>